嘉手納町建物除却補助金交付規則

（目的）

第１条　この規則は、居住の用に供する建物で、嘉手納町新築住宅等取得補助金交付規則（平成２９年嘉手納町規則第　　号）第４条に規定する補助対象住宅等の要件を満たすもの（以下「居住用建物」という。）を取得するために、町内に所在する住宅、店舗、事務所その他これに類する建物（以下「建物」という。）を除却する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、除却を行う個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　次のア又はイのいずれかに該当する者

ア　本町の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されている建物で除却する建物（以下「除却建物」という。）の所有者（共有名義の除却建物にあっては、当該共有者間によって合意された代表者１名をいう。）

イ　除却建物の所有者から除却の委任を受けた者

（２）　除却建物の所有者（当該所有者が個人の場合は、当該個人及びその同居者全員を含む。）が、町税（嘉手納町税条例（昭和４７年嘉手納村条例第２９号）第３条に規定する税目をいう。）及びその他町が徴収する料金等（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。

（３）　次に掲げる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員でないこと。

ア　除却建物の所有者が個人である場合は、当該個人及びその同居者全員

イ　除却建物の所有者が法人である場合は、当該法人及び役員等

（補助対象となる除却要件）

第３条　補助金の対象となる除却要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　平成２９年５月１日以降に除却に着手するもの

（２）　除却後同地において居住用建物を建築するものを条件とし、除却建物の棟数が当該建築する居住用建物の棟数以下であるもの

（３）　除却建物に所有権以外の権利が設定されていないもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

（１）　除却建物の一部又は附属建物のみの除却

（２）　その他町長が適当でないと認めた除却

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、除却建物１棟につき除却に要する費用の２分の１に相当する額(当該額が３０万円を超える場合は、３０万円とする。)

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第５条　補助金交付の申請を行おうとする者は、当該除却が補助金交付の対象となる除却となるかどうかを除却に着手する前に町長と事前協議を行わなければならない。

(交付申請)

第６条　補助対象者は、除却後、同地において居住用建物の建築工事が完了したときは、その日から起算して３０日以内に嘉手納町建物除却補助金交付申請書(様式第１号)に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、第５号の書類については、補助対象者の同意を得て町の公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（１）　除却建物の除却に要した経費を証するもの

（２）　除却建物の位置図及び除却前・後の写真

（３）　除却建物の登記事項証明書(未登記の場合は、家屋補充課税台帳事項の証明書)

（４）　廃棄物処理に関する処分証明書類

（５）　町税等の未納がないことを証明する書類(補助対象者が個人の場合は、当該個人及びその同居者全員について提出すること。)

（６）　補助対象者以外に、除却建物の共有者がいる場合は、共有者同意書(様式第２号)

（７）　除却建物の所有者以外の者が申請するときは、当該除却建物の所有者の委任状

（８）　居住用建物が建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)第７条に基づく完了検査を受けていることを証明できる書類

（９）　その他町長が必要と認めるもの

２　町長は、前項の規定による申請があった場合は、必要に応じ現地調査を行うことができる。

(交付決定)

第７条　町長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、嘉手納町建物除却補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第３号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第８条　前条の規定により交付が決定した補助対象者は、町長が別に定める日までに嘉手納町建物除却補助金交付請求書(様式第４号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第９条　町長は、前条の請求書の提出があったときは、内容を審査の上、請求の日から３０日以内に補助金の交付を行うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１０条　町長は補助対象者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　この規則に規定する要件を満たさなくなったとき。

（２）　この規則の規定に違反したとき。

（３）　偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（４）　その他町長が適当でないと認めたとき。

（補助金の返還）

第１１条　補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長が定める期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第１２条　この規則に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

２　この規則は、平成３４年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条から第１２条までの規定については、同規則の失効後も、なおその効力を有する。

（表）

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

嘉手納町長　殿

申　請　者　住　　所

（補助対象者）氏　　名　　印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者氏名）

嘉手納町建物除却補助金交付申請書

嘉手納町建物除却補助金の交付を受けたいので、嘉手納町建物除却補助金交付規則第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

除却建物の所有者	氏名
	住所
除却建物棟数	棟
同地における新築建物棟数	棟
除却地番	嘉手納町
事前協議	年　　月　　日
除却費	円
交付申請額	金　　円

（裏）

添付書類

（１）　除却建物の除却に要した経費を証するもの

（２）　除却建物の位置図及び除却前・後の写真

（３）　除却建物の登記事項証明書(未登記の場合は、家屋補充課税台帳事項の証明書)

（４） 廃棄物処理に関する処分証明書類
（５） 町税等の未納がないことを証明する書類(補助対象者が個人の場合は、当該個人及びその同居者全員について提出すること。)
（６） 補助対象者以外に除却建物の共有者がいる場合は、共有者同意書(様式第２号)
（７） 除却建物の所有者以外の者が申請するときは、当該除却建物の所有者の委任状
（８） 居住用建物が建築基準法第７条に基づく完了検査を受けていることを証明できる書類
（９） その他町長が必要と認めるもの

【同意欄】
嘉手納町建物除却補助金の交付決定のため、私及び私の世帯員に関する嘉手納町建物除却補助金交付規則第６条第５号に規定する町税等の未納がないことを証明する書類について各関係機関に調査、照会、閲覧することを同意します。

氏名　　㊞

※世帯員分については、申請者が個人の場合に限ります。この場合において、申請者は、世帯員の同意を得てから、同意の署名捺印を行ってください。

※同意しない場合は、上記添付資料(５)を提出てください。(申請者が個人の場合は、申請者の属する世帯全員分)

様式第２号（第６条関係）

共有者同意書

嘉手納町建物除却補助金の交付に関する一切の権限を申請者(補助対象者)が行うことに同意します。

記

申請者（補助対象者） 氏名	
申請者（補助対象者） 住所	
除却地番	

年　　月　　日

権利者　住　　所
(自署)　氏　　名　　実印
　　電話番号
　　続　　柄

権利者　住　　所
(自署)　氏　　名　　実印
　　電話番号
　　続　　柄

権利者　住　　所
(自署)　氏　　名　　実印
　　電話番号
　　続　　柄

権利者　住　　所
(自署)　氏　　名　　実印
　　電話番号
　　続　　柄

※印鑑については、各自の実印を使用し、それぞれの印鑑登録証明書を添付すること。

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

嘉手納町長

嘉手納町建物除却補助金（交付・不交付）決定通知書

年　月　日付けで申請のあった、嘉手納町建物除却補助金の交付について、嘉手納町建物除却補助金交付規則第７条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金の名称	嘉手納町建物除却補助金
決定内容	交　付　　・　　不交付
交付決定額	円
除却地番	
条件（不交付の場合はその理由）	

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

嘉 手 納 町 長　殿

申 請 者 住　　所

（補助対象者）氏　　名　　印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者氏名）

嘉手納町建物除却補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった嘉手納町建物除却補助金について、嘉手納町建物除却補助金交付規則第８条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

１．請 求 額　　金　　円

２．振 込 先

金融機関名			銀行 金庫 農協							本店 支店 支所出張所				
預金種別	１．普通　２．当座　３．その他				口座番号									
ゆうちょ銀行	支店番号				口座番号									
口座名義人	(ｶﾅ)													

※　振込先の通帳の写しを添付すること。

※　口座名義人は、申請者(補助対象者)のものとする。